

令和3年度地域運動部活動推進事業

成果報告書

1市部： 浜田市体操連盟

2町村部： 美郷町教育委員会

3 島根県教育委員会

令和3年度地域運動部活動推進事業 成果報告書(浜田市体操連盟)

浜田市体操連盟	情報	情報	浜田市及びその近隣の地域における体操競技、新体操、一般体操及びトランポリン競技の各種大会の開催及び後援、競技技術、審判技術及び指導者育成に関する講習会の開催等を行う。
	地域移行に向けて	将来像	指導者講習会等の開催により、指導できる人材を育成する。
		必要な支援	必要な部活動に対して、地域指導者を派遣し、一貫した指導ができるようにする。
浜田市立第一中学校	情報	情報	島根県浜田市黒川町3745 TEL 0855-22-0946 FAX 0855-22-0947 mail dai1@hamada.ed.jp 教員数 42人 生徒数 338人
		部活動情報	体操競技部、部員数 6人、顧問2人 活動頻度 週 5日、2時間程度 部費の負担無
	実践研究内容	実践課題	専門的な指導のできる教員顧問が不足する中での生徒の活動機会の確保と、月当たりの平均時間外勤務時間79.1時間に及ぶ教職員の負担軽減の両立が課題となっている。また、部活動の地域移行を図るうえで、地域活動の参加者に科学的・効率的な指導ができる地域人材を確保・育成し、持続可能な活動を行う仕組みを構築する必要がある。併せて、地域と学校が連携した取組を他部活に普及させるために、生徒・保護者への休日部活動の地域移行について丁寧に周知し、理解を得ていくことが求められる。
		指導体制	休日のみならず、平日の部活動においてもガイドラインに基づく活動時間後及び学校完全下校時刻後にクラブ活動に切り替わる。指導者はクラブ活動開始時刻よりも前に部活動の外部指導者として指導し、クラブ活動に切り替わると、同一指導者はクラブの指導者へと切り替わる。時間の区切りはあるが、指導は一貫している。生徒が負傷した場合の保険も、部活動の保険とクラブの保険とかけており、時間帯によって補償内容が違う。クラブの時間になると、教員顧問は学校に戻り教材研究をすることが可能となる。休日においても、例えば午前中3時間は部活動、その後2時間はクラブ活動とすることで、部活動時間を削減し、部活動後に帰宅することも可能である。
	活動場所	島根県立浜田高等学校 体操場	

浜田市立第一中学校	実践研究の成果	<p>成果</p>	<p>【どうしたら関係団体と円滑に地域移行を推進できる体制を構築できるか】 ・小さな地域では活動拠点を一つにして、指導者を一堂に集め、学校、部活動、地域指導者、関係団体が密接に関わることが重要。また定期的な会合を設け、無理のない指導体制を構築する必要がある。 ・人材確保や人材育成はもちろんだが、関係団体からの派遣地域指導者の無理のない範囲での活動が必要となる。諸謝金、旅費などの補償を確立することも必要である。</p> <p>【どのような支援が拠点校の取組や関係団体の協働を効果的に促進することができますか】 ・多くの時間を割くわけなので、指導者に対しては諸謝金や旅費などの補償が必要。 補償の充実についての検討も必要。 ・地域指導者に対して指導者講習会等の実施により、高い指導スキルを身に付けることも必要となる。</p> <p>【どのようにして、それぞれの課題を克服していくのか】 ・有能な指導者による指導者講習会を受講したり、大会視察を行うことで、指導スキルの向上につながる。 ・保護者説明会で理解を求め、協力してもらうこと、特に経費の面では十分に時間をかけて説明する必要がある。</p> <p>【どうすれば改革の取組を円滑に他地域に普及していけるか】 ・保護会等で、保護者に理解し、協力を求める。休日の部活動を段階的に地域移行することからスタートする。普及活動なのか、強化活動なのか、活動の目的をしっかりと示し、保護者の中からも指導者を発掘する。</p> <p>【実践研究における活動実績や得られたデータ】 ・現在、指導を依頼している地域指導者は一人で、負担を大きい。教員の働き方改革の観点からは地域の指導のおかげで部活動時間が振り替わっている。学校における完全下校時刻までは部活動として活動をし、それ以降はクラブの時間となるので、教員は長時間拘束される必要がなくなっている。 他部活動に置き換えたとき、必ずしも専門の教員が専門種目に携わるとは限らない。 このような体制をもとに少しでも教員の負担軽減になる良い。</p>
		<p>今後の方向性</p>	<p>【どのようにすれば、他部活動や他校への普及になるのか。】 浜田市体操協会は指導者が不足している。指導者育成の観点から、県外への遠征指導者講習会への参加、または県外から著名な指導者を招聘し、県内講習会を実施。さらにクラブとして参加する主要大会の視察、指導者との交流を図る。</p>

令和3年度地域運動部活動推進事業における成果報告書

【島根県美郷町】

1 美郷町について

①自治体概要

美郷町は島根県のほぼ中央に位置し、南北を中国地方最大の江の川が還流している。総面積は282.92km²で大半は山林が占めるため、居住可能面積は31.39km²と総面積の約11%しかない。

人口4,355人、世帯数1,844世帯（※2020国勢調査）高齢化率47.9%、年少人口はわずか10%程度である。

②学校の概要

合併前の旧町村エリアに1校ずつ小学校と中学校を設置している。

邑智小学校147名、邑智中学校83名

大和小学校65名、大和中学校29名

2 部活動の状況について

①邑智中学校

カヌー、剣道、野球、女子バレーボールの4つの運動部活動があり、全校生徒の69.9%が所属している。（※その他、吹奏楽部22.9% 無所属7.2%）このうちカヌー、バレーボール、野球については地域指導者が技術指導を行っている。

②大和中学校

剣道、卓球の2つの運動部活動しかなく加入率は100%で、卓球部を地域指導者が指導している。文化部がないために運動が苦手な子どもたちもやむなく運動部に所属している。

③共通する課題

両校とも、教員数が限られている中で部活動を指導できる教員を確保していくことは難しく、競技経験のない教員が顧問として関わっていくことには限界がある。また、平日の夕方に指導できる地域指導者を確保していくことも厳しい状況にある。生徒の多くが小学生のときにスポーツ少年団で活動をしているが、生徒が希望するスポーツが既存の部活動とマッチしないことが多い。そのため、専門的な指導を求めて町外の中学校へ進学する子どもたちが増加し、生徒数の減少とともに、今後既存の部活動を維持していくことすら困難になると予想される。

3 スポーツ環境について

①スポーツ施設の状況

町内のスポーツ施設は学校の体育館と校庭がそれぞれ4か所、公民館に付随する体育館と広場が7か所、野球場が2か所ある。人口の割合からすると施設数は十分であるが、多くが統合前の学校施設を再利用しているため老朽化が激しく、スポーツ施設としては十分とは言えない。

この地域の特徴的なスポーツとしてカヌーがある。昭和57年のくにびき国体で、江の川がカヌーコースとなったことから、地域に根付いた競技となった。町内の江の川は邑智中学校や島根中央高校の練習場として、また県大会や中国ブロック大会の会場となっている。

②スポーツ団体の状況

小学生のスポーツ少年団は、剣道、女子バレー、野球、バスケット、サッカー、ソフトテニスがある。

大人のスポーツ活動では、剣道、野球、バレーボール、ソフトバレーボール、カヌー、グラウンドゴルフ、陸上の団体がある。

町には総合型スポーツクラブがなく、各団体の定期的活動以外にあまりスポーツ活動は見られない。

4 地域移行に向けて

①部活動検討委員会で地域移行について検討

休日部活動の地域移行について、体育協会、学校、PTA、地域指導者、スポ少指導者などの代表で「部活動検討委員会」を立ち上げ、3回の協議を行った。また、競技ごとに部会を設け、検討委員会の委員が中心となって、保護者や地域のスポーツ関係者も巻き込んで話し合いを行った。当初は、地域移行の実証実験を先行してカヌー一部で実施する予定であったが、部会の中でカヌー部のみ単独で先行して取り組むことは保護者の理解が得にくいとの意見があり、まず地域移行の可能性の検討からスタートすることになった。

[部会での検討事項]

- ・地域移行する際の課題
- ・休日部活動の地域移行の可能性
- ・試行にあたって必要な検討事項
- ・美郷町の部活動全般の課題

②目指す姿

移行のパターンは次の4つが考えられる。

- A 総合型スポーツクラブでの部活動運営
- B すべての部に部活動指導員を配置
- C 地域のスポーツ団体の活動の一部として部活動を支援
- D 地域指導者と地域のスポーツ団体、保護者が協力して運営

③各パターンの課題

[A 総合型スポーツクラブ]

- ・まず、総合型スポーツクラブを設立するところから始めなければならない。すべての部活動のサポートができるような組織を確立するためには予算と時間が必要。
- ・指導者の確保

[部活動指導員]

- ・町の会計年度任用職員が増加。予算の確保が必要。
- ・指導者の確保

[地域のスポーツ団体が支援]

- ・受け皿となれるスポーツ団体が限定される。(剣道とカヌーのみ)
- ・月～金曜日を受け持つ教員と土日を受け持つ地域の指導者との情報共有、連携した指導。

[地域指導者と地域のスポーツ団体、保護者が協力して運営]

- ・保護者の負担が増加

④全体の課題

部活動検討委員会や部会の話し合いを通して、現時点の美郷町での部活動の地域移行について浮かび上がってきた課題は次のとおりである。

- 全国大会が今後どのように変わっていくのかが見えない中で、上位大会への出場を夢見て部活に励んでいる子供たちや保護者にとって、平日と土日で指導者が変わることに不安感を持っており、競技力が低下するのではないかと懸念している。
- 民間のスポーツクラブがなく施設も指導者も乏しい中山間地では、地域の中に休日部活動の受け皿となる組織や団体がほとんどなく、新たな組織や仕組みを構築していくには人材と予算と時間が必要。
- 教員の中には、部活動を通しての生徒指導に重点を置いた考え方が根強くあり、学校と部活動を切り離すことへの抵抗感が強い。

⑤今後の方向性

今年度の検討会の取り組みを通して、休日部活動の地域移行について教職員、保護者への周知を図ることができた。個人種目があるカヌー、剣道、卓球は地域のスポーツ団体や保護者の協力で地域移行の可能性が見えてきた。しかし、団体競技のバレーボールと野球は「指導者とチーム」の人間関係に重きが置かれているため、休日のみ指導者が変わるといった体制はなじみにくい。この2つの部活動は平日・休日ともに指導できる部活動指導員を配置する方法が現実的と考える。

⑥支援、施策の要望

- ・部活動を学校から切り離すだけでなく、同時に受け皿となる地域のスポーツ活動の充実が必要。
- ・地域団体主導の地域部活動を充実させるための継続的な補助制度が必要。
- ・参加要件等、全国大会から変えていかないと地方大会は刷新できない。大会の在り方についてはトップダウンで早く結論を出してほしい。
- ・令和5年度から休日部活動の地域移行はスタートしていくが、教員や保護者への周知が不十分。先行して取り組んでいるいないにかかわらず、全体への周知をしっかりとしてほしい。未だ理解が進んでいない中で、令和5年度からの地域移行は困難と思われる。3年間の準備期間を設けて、令和8年での完全移行としてはどうか。

令和3年度地域運動部活動推進事業 成果報告書

都道府県 島根県教育委員会

1 自治体概要	自治体概要	
	(1) 人口	671,602 人
	(2) 面積	6707.89 km ²
	(3) 人口密度	100.1 人/km ²
2 教育	(1) 中学校	95 校
	(2) 義務教育学校	3 校
3 スポーツ環境	(1) 公認スポーツ指導者数	
	(公財) 日本スポーツ協会	1,384 人
	スポーツ少年団登録指導員	1,497 人
	(公財) 日本障がい者スポーツ協会	199 人
	(2) 公共スポーツ施設数	
	陸上競技場	16 箇所
	野球場	51 箇所
	多目的広場運動広場	114 箇所
	屋内水泳プール	15 箇所
	屋外水泳プール	22 箇所
	レジャープール	1 箇所
	体育館	115 箇所
	柔道場	4 箇所
	剣道場	3 箇所
	柔剣道場(武道館)	10 箇所
	屋外庭球場	59 箇所
相撲場	9 箇所	
卓球場	5 箇所	
弓道場	8 箇所	
アーチェリー場	1 箇所	
トレーニング場	19 箇所	
射撃場	2 箇所	
4 地域運動部活動推進事業の取組状況		
(1) 島根県教育委員会教職員の働き方改革推進委員会 <ul style="list-style-type: none"> ・ 教職員の働き方改革に係る取組の実施状況の市町村との共有 ・ 部活動指導員、地域指導者(有償ボランティア)の配置状況と効果検証 ・ 令和3年度地域運動部活動推進事業の県内での実施状況 (2) 会議資料 別紙のとおり		

5 地域移行に向けて

(1) 地域移行にあたっての課題

部活動の地域移行については、主に以下の点で課題認識

- ① 指導者や受け皿となる運営団体の確保
- ② 指導者が、他の職業を持ちながら、これまでの部活動時間に合わせた指導を継続することができるか
- ③ 学校教育の一環として行われてきた部活動の意義について、指導の一貫性に違いが生じ、生徒が混乱することがないか
- ④ これまで生徒のために指導を積み重ねてきた顧問教員の気持ちへの配慮

(2) 今後の方向性

- ・ 地域運動部活動推進事業を活用した実証研究の実施
- ・ 単独で指導を行うことができる部活動指導員のほか、有償ボランティアとして教員とともに指導にあたる地域指導者もしっかり確保し、集団で指導できる体制をめざす
- ・ 「教職員の働き方改革を踏まえた部活動改革について」全国の検討状況を注視し、県内市町村と情報共有し、各市町村のすすめる働き方改革を支援する。

6 地域移行において有効と考えられる支援・要望

(1) 指導者確保に関する財政支援について

- ・ 受け皿となる団体・指導者の不足する地方において、県単で学校部活動運営を補助する地域指導者（有償ボランティア）を配置を支援。こうした人材が地域の受け皿団体、部活動指導員となるケースがあるため、指導者確保の取組として財政支援を拡充していただきたい。

(2) 学校部活動の在り方の整理について

- ・ 現在、中学校運動部活動の在り方について、「地域の実情に応じて「令和5年度から段階的に地域移行」との方向性が示されているところだが、部活動については学習指導要領に位置付けを持つものであり、学習指導要領における部活動の位置付けを変更するなど、国としてより明確かつ具体的に部活動の在り方や制度変更に関する方向性を示されたい。
- ・ 部活動業務に係る特殊勤務手当については、地方公務員法及び地方教育行政法等の関連法令により位置付けを持つ教職員業務であり、部活動改革に関する学習指導要領の位置付け、方向性が今後明確に示されること併せて、関係法令の改正等を検討される場合は、すみやかに都道府県及び関係団体へ情報提供いただきたい。

(3) 全国大会等の在り方について

- ・ 日本中体連が主催する各種大会及びその出場権を決定するブロック大会・都道府県大会については、大会運営・引率などにより教職員に負担が生じている。
大会数の削減や、教職員の大会運営関与の在り方について、学校単位の参加からクラブ単位での参加を認めるなど参加条件の緩和は、教職員でない競技団体や地域のスポーツ団体への運営移管など、教職員の負担軽減と併せて議論し、日本中体連において改革のベースラインを示されることが望ましい。
教職員の大会運営参加にあたっては、教員の本来勤務の支障となることがないように、所管省庁において日本中体連に対する具体的な監督指導助言を行っていただきたい。
- ・ 学校単位での全国大会参加から、クラブ単位での全国大会参加となる場合は、教職員の引率負担が軽減されるよう、現在引率が認められている部活動指導員に限らず、教員顧問以外の職員、地域の指導者などの大会引率を競技種目の別なく認めていただきたい。